

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柳津町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

柳津町長

## 公表日

平成27年5月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	登記情報や現地調査による情報に基づき、土地・家屋の評価額を決定したうえ、地方税法の規定に基づいて税額を決定し、納税義務者に対して賦課する。また、納税義務者からの申告に基づき、償却資産の評価額を決定したうえ、税額を決定し、納税義務者に対して賦課する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)賦課に係る業務 ①課税資料の入手(償却資産申告書等) ②申告情報の入力 ③課税資料の名寄せ ④税額の通知 (2)減免に係る業務 (3)評価証明書等、固定資産に関する証明書の発行
③システムの名称	固定資産税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用の範囲) ・第9条第3項 ・別表第一の16の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令に定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	課長 矢部 良一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	部署:総務課 住所:福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地 電話:0241-42-2112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署:総務課 住所:福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地 電話:0241-42-2112

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

